

本年2月25日に中小企業政策審議会（第3回経営支援部会）が開会され、平成14年度の中小企業支援計画に対する審議が行われた。

この中小企業支援計画は、わが国で行われる中小企業支援事業の根幹となるものである。

### 中小企業支援計画の 法律上の位置付け

中小企業支援計画は国、都道府県及び政令で指定する市（以下、都道府県等）及び中小企業総合事業団の計画的かつ効率的な推進により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与することを目的としている。（中小企業支援法第1条関連）

この計画の法律上の位置付けは以下の3点である。

#### 国、都道府県等、中小企業総合事業団が行う中小企業支援事業の実施に関する計画

国は毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、経営の診断又は助言、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業、中小企業支援担当者を養成する等の事業であって、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行うものについて、相互の重複の排除に留意しつつ、その実施に関する計画を定めることとされている。（同法第3条関連）

#### 都道府県等が策定する計画の基準

都道府県知事等（政令指定市の長を含む）は、国が定めた計画に基づいて当該都道府県等が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、これを経済産業大臣に届け出る。（同法第4条関連）

#### 都道府県等に対する国の補助の基準

都道府県等が定めた計画が、国が定めた計画の事業の内容及び体制整備の方向に適合する場合は、国はその事業の円滑かつ確実な実施のために必要な経費の一部を補助することとされ、国の補助が法律上担保されている。（同法第10条）

#### 中小企業支援計画の構成と 年度毎の見直しの視点

中小企業支援法に基づき、平成12年度から策定されている中小企業支援計画においては、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター及び中小企業総合事業団の中小企業・ベンチャー総合支援センター（以下、3類型の中小企業支援センター）による支援体制について、運営の基本方針、事業の実施体制、事業の実施方法等を中心に記述されている。

#### 基本方針

基本方針には、毎年度、中小企業を取り巻く経営環境の変化を受け、

中小企業政策の重要課題に対応して、国、都道府県等、中小企業総合事業団及び平成12年度から整備を進めている3類型の中小企業支援センターが取り組む基本的な方針を定めている。

新年度においては、事業を追加するもの又は支援体制の拡充を行うものについては、その概要を盛り込むこととしている。

#### 事業の実施体制

国が、中小企業支援体制の中心として3類型の中小企業支援センターを位置付け、都道府県等中小企業支援センターの中心となるプロジェクトマネージャー、事業可能性評価委員会の位置付け、役割、他の支援機関との連携等の実施体制の骨格を明記するとともに、地域中小企業支援センター、中小企業・ベンチャー支援センターの位置付け、役割について定めている。

本編は計画の骨格をなす3類型の中小企業支援センターによる支援体制について定める部分であり、新年度において支援体制についての改善や拡充する部分を除き、基本的には大幅な変更は行わない。

#### 事業の実施方法

都道府県が実施する中小企業支援事業の成果がより向上するための民間専門家の評価システムの導入、都道府県等中小企業支援センターが行

う支援事業内容の広報活動等の事業の実施方法と、都道府県等又は都道府県等中小企業支援センター及び中小企業総合事業団が実施する事業について定めている。

事業について定める部分は、中小企業支援法に定める国が都道府県等に対して行う法律補助の対象事業を規定する部分でもあり、年度毎の国の予算の変更に伴い、見直しがされる部分である。

#### 平成 14 年度の

##### 中小企業支援計画の基本方針

平成 13 年度は、3 類型の中小企業支援センター間はもとより、他の中小企業支援機関との相互連携・協力を進め、ワンストップサービスの提供の徹底、窓口相談の機能強化や中小企業支援体制の PR 並びに潜在的な支援ニーズの掘り起こしを重点的に行ってきたところであり、中小企業者等の利用も増え、各地域において支援成功事例も生まれてきているが、中小企業者等の利用状況や、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体及び政府系の金融機関等の他の中小企業支援機関との連携・協力についてはまだ十分と言えない。

平成 14 年度においては引き続き潜在的なニーズの掘り起こし等により中小企業者等の利用の拡大に努めるとともに、国が推進する構造改革実現に向け掲げる「創業を 5 年間で

倍増（18 万社 / 年 36 万社 / 年）」、「中小企業の経営革新への取り組みを強力に支援する（3 年間で 2 万社の経営革新計画の承認、現在 6 千社弱）」という目標を着実に推進するためにも他の中小企業支援機関との一層の有機的な連携・協力の下、中小企業の直面する様々な経営課題に対するワンストップサービスの提供の強化に努め、より具体的な成功事例の輩出に努めるものとしている。

#### 平成 14 年度の

##### 中小企業支援体制の充実策

上記のように政策課題を「創業・経営革新に重点を置いた支援体制の充実」としていることから、平成 14 年度は支援センター毎に以下の新たな対応を図ることになっている。

##### 中小企業・ベンチャー総合支援センター（全国 8 箇所）

ビジネスビジネスアイデア支援モデル事業の創設（ビジネスアイデアを広く募集し、事業計画の作成から事業の具体化まで一貫した支援を実施し、その支援成果を広く普及する。予算：2.1 億円）

経営支援講座等事業の創設（株式公開を目指すベンチャー企業を対象とした株式公開のための実践的セミナーを開催する。予算：0.5 億円）

中小企業総合事業団との連携強化（中小企業総合事業団が保有する経営支援機能と人材育成機能との有機

的連携の強化に努める）

##### 都道府県等中小企業支援センター（全国 54 箇所）

サポート体制の充実（経営担当、技術担当のサブマネージャーに加え、IT 担当のサブマネージャーの設置を可能とする）

電子相談窓口の開設（センターの HP 上に電子相談窓口を開設し、相談会の増大を図る）

創業・経営革新をテーマとしたセミナーの重点的实施（構造改革の推進に向け、創業・経営革新への取り組みの啓蒙・普及）

雇用・能力開発機構都道府県センターとの連携

##### 地域中小企業支援センター（全国 251 箇所）

専門化派遣事業による継続的な専門家派遣の実施（1 社 / 1 テーマ / 1 回 / 年という従来のシステムから受益者負担導入と継続派遣を可能とする）

以上、かいつまんで中小企業支援計画について見てきたが、中小企業支援体制は着実に改正中小企業基本法に定める基本理念「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」に移行してきている。

これに対し、支援を受ける中小企業者も待ちの姿勢ではなく、積極的に各種の支援策を活用していくことが求められる。